

銚田・大洗広域事務組合議会定例会の招集に関する規則

制定 令和3年4月28日規則第12号

銚田・大洗広域事務組合議会定例会は、毎年2月及び10月に招集する。ただし、やむを得ない事由があるときは、これを変更することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。